



～子どもと女性を守る11月～

## 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

### 1 趣旨

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

例年、11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）には、「女性に対する暴力をなくす運動」を全国で実施しており、本県でも、この期間に合わせ、以下のとおり取り組みます。

### 2 期間

11月12日から25日の2週間

### 3 県の取組

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」ポスターの掲示及びリーフレットの配付
- ・県ホームページへの掲載
- ・県庁舎内デジタル画面（県民ホール、県民駐車場）におけるDV防止啓発画像によるPR
- ・県政広報ラジオ番組でのPR
- ・県昭和庁舎のパープルライトアップ
- ・ぐんま男女共同参画センターでのパネル展示

### 4 DVと児童虐待の関連性

近年、家庭内でDVと児童虐待が同時に発生していることが原因で、児童虐待が潜在化・重篤化するケースが社会問題化するなど、DVと児童虐待との関連性が強く指摘されています。関係機関の連携はもちろん、県民一人ひとりが問題意識を持つことが重要です。

### 5 相談連絡先

#### <DV>

- ・群馬県女性相談センター  
027-261-4466
- ・DV相談ナビ（全国共通ダイヤル）  
#8008（はれれば）
- ・DV相談+（プラス）（24時間受付）  
0120-279-889

#### <児童虐待>

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル  
189（いちはやく）  
24時間365日対応  
※ 一部のIP電話はつながりません

※ Wリボン：オレンジは児童虐待防止を、パープルは女性への暴力根絶を表すシンボルです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

